

野焼きなどの焼却行為については 法律で禁止されています。

家庭ごみは燃やさず、村のごみ収集へ

家庭ごみは野焼きをせず、村のごみ収集に出してください。

事業系一般廃棄物は、指定ごみ袋に入れて、金武地区清掃センター（TEL:098-968-4705）へ持っていき、または許可業者に処理を委託してください。

ゴミの焼却は、悪臭やダイオキシン類の発生原因となるため、基準に合った焼却炉で燃やす以外は**法律で禁止**されています。違反すると、懲役5年以下または1,000万円以下の罰金またはその併科に処されます。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）

例えば、次のような焼却行為は法律に違反しますので罰せられることがあります。

- ・地面の上で直接ゴミを燃やすこと
- ・ドラム缶や1斗缶、掘った穴の中でゴミを燃やすこと
- ・ブロックやコンクリートなどで囲った中でゴミを燃やすこと
- ・ドラム缶に煙突を付けただけのような簡易な焼却炉でゴミを燃やすこと



ドラム缶



ブロック積み



プラスチック類の焼却

次のような場合には例外として焼却が認められます。

- ・震災、風水害、火災、凍霜害、その他の災害の予防、応急対策、復旧のために必要な廃棄物の焼却
 - ・風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
 - ・農業や林業、漁業を営むためにやむをえないものとして行われる廃棄物の焼却
 - ・たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの（軽微なものとは煙や臭いなどが近所の迷惑にならない程度に少量な焼却のこと）
 - ・国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- ※ ただし、例外的に認められている場合でも野焼きは必要最小限にとどめてください。やむを得ず行う場合は、風の向きや強さ・時間帯・周辺環境などに十分配慮して焼却を行ってください

野焼きはごく一部の例外を除き、原則として「禁止行為」です。

詳しくは、宜野座村役場村民生活課（電話968-8501）にお問い合わせください。